

子どもの虐待に気づいたら？

子どものことを一番に考えて、連絡（通告）してください。
連絡（通告）者の秘密は守ります。

虐待を受けているという確信がなくても、「もしかしたら虐待かも…」と思ったら、連絡（通告）してください。「児童虐待の防止等に関する法律」では連絡（通告）が義務になっています。連絡（通告）は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守ります。また、虐待でなかったとしても連絡（通告）者に責任はありません。

なにを連絡（通告）すればいいの？

- ア 虐待の状況（いつ、どこで、誰から、どんなふうに）
- イ 子どもの様子、泣き声の状況（時間や回数など）や、子どもにケガやアザがあるかなど
- ウ 日頃の親子の様子、保護者から子どもへの声かけの様子など
- エ わかれれば、子どもの住所、氏名、年齢、性別、所属（学校名など）

連絡（通告）の際は、上記の事項についてわかる範囲で構いませんので、大田区子ども家庭支援センター・東京都品川児童相談所など表紙にある連絡（通告）先に、ご連絡ください。

子ども家庭支援センターでは
連絡（通告）後、慎重に調査し対応します



- ※家庭訪問などにより子どもの安全を確認するとともに、保護者の話をお聞きして助言したりします。必要に応じて子育て支援につなげることもあります。
- ※専門性の高い困難事例は児童相談所に連絡し、場合によっては児童相談所が対応します。
- ※被虐待児童への対応は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づき行われています。



地域にお住まいのみなさんへ
助けての 小さなサイン 受け止めて



監修／明星大学人文学部福祉実践学科
常勤教授 川松 亮

「子どもの虐待かな？」と思ったら
「まちがいかも」とためらわず
相談・通告してください



オレンジリボンには子ども虐待防止のメッセージが込められています

平日	大田区子ども家庭支援センター 03-5753-7830	[月～金 9:00～18:00] [土 9:30～18:00]
土・日・祝日・夜間	東京都品川児童相談所 03-3474-5442	[月～金 9:00～17:00]
	東京都児童相談センター 03-5937-2330 児童相談所全国共通ダイヤル 189	いちはやく 189

緊急時 警察
110

地域全体でみまもりを!

昔とは違う子育ての環境が変化しています。核家族化や地域から孤立している家庭が多く、相談する人がいないまま育児ストレスを抱えているお母さんやお父さんがたくさんいます。地域のみなさんは、子育て中の親子をやさしいまなざしで見守つていただけないでしょうか。



しつけと虐待の違い

「しつけ」と「虐待」は違います。「ちょっとおかしいかな?」「行き過ぎではないの?」と思われる親の態度を見たとき、「しつけ」か「虐待」かの判断は、親の立場ではなく、子どもの様子や状況から判断することが重要です。いくら「しつけ」のためだといっても、子どもの心や体を傷つける行為は適切とは言えません。

気になる保護者の背景にあるもの

「しつけ」といって虐待している保護者は、感情のコントロールができなかったり、自分が叩かれて育っていたり、子どもをどうしつけたらいいのかわからず悩んでいることが多いものです。「虐待する親」という視点だけでなく、「子育てに困っている親」という視点でとらえることも大切です。

あなたにできること

ご近所や外出先でであった赤ちゃんに笑いかけたり、階段で困っている親子がいたらベビーカーの持ち運びを手伝ったり、そんな小さな行動が、お母さんやお父さんの心の支えになるかもしれません。

「子どもをひどく叱っている」など気になる様子があったら、できれば声をかけてみてください。でも、もしそれが難しければ、子ども家庭支援センターや児童相談所に連絡してください。あなたの行動で、困っている親子を支援につなげることができます。

子ども家庭支援センターでは



子どもたちの健やかな成長のための総合的な家庭支援を行っています。

- ◆子どもと家庭に関する相談 ◆子育てひろば ◆一時保育室キッズなルーム
- ◆ファミリー・サポートおおた ◆地域子育てコミュニティの育成支援など様々な取り組みとともに、子どもの虐待防止への取り組みも行っています。

子どもの虐待とは?

子どもの心や体を傷つけ健やかな成長や発達を損なう行為です。次の4つのタイプがあります。

身体的虐待

身体に傷をおさせたり、生命に危険を及ぼすような暴力行為

- 殴る、蹴る、突き飛ばす
- たばこの火などを押し付ける
- 熱湯をかける、首を絞める
- 冬に戸外に締め出す
- 閉じ込める、縛り付ける など

心理的虐待

子どもに心的外傷を与える行為

- ひどい言葉を浴びせる
- 罵倒する、脅す
- 無視する
- きょうだいと差別する
- 配偶者に対する暴力や暴言
- きょうだいに対する虐待 など

ネグレクト(育児放棄)

子どもの発育・教育・健康・安全などへの配慮を怠っている行為

- 遺棄、置き去り
- 食事を与えない
- 衣服を長期間不潔なままにする
- 病気でも受診させない
- 登園、登校させない
- 同居者等が虐待を行っていることを放置する など

性的虐待

性的接觸、性行為をするなど、性的関係で子どもを脅かす行為(教唆も含む)

- 性交、性的行為
- 性器や性行為を見せる
- ポルノ写真を撮る
- 入浴やトイレを覗く など

虐待を疑うきっかけ

泣き声が
絶えない

服装や体がいつも
汚れている

不自然な傷や
アザがある

家の外に締め
出されている

夜遅くまでひと
りで遊んでいる

家に帰
りたがらない

子どもを叩く音や大人
の怒鳴り声が聞こえる

食べ物を
ねだる

など

